

千里第三小学校PTAポイント制ガイド

令和3年度3月改正

1. ポイント制について

ポイント制とはPTA委員選出の際、委員がスムーズに決まるよう各会員の活動履歴をポイントとして保管するものです。

2. 委員会構成

執行部	会長1名・副会長2～6名・会計1名・書記1名
学級委員会	代表2名、委員は各クラスから1名
校区安全委員会	代表3～4名、委員は各クラスから2名
広報委員会	代表2名、委員は偶数組から1名
環境美化委員会	代表2名、委員は各クラスから1名
カーニバル委員会	代表2名、委員は各クラスから1名
土日協力委員会	代表2名、委員は各クラスから1名

***PTA規約・細則に定める活動ではないが、委員を選出するもの**

図書ボランティア	代表3～4名
家庭教育学級委員	代表1名、委員6名
吹田市PTA協議会広報部会出向者 幹事校担当（4・5年に一度）	1名
吹田市PTA協議会広報部会出向者 役員校担当（15年に一度）	1名

3. ポイントの管理について

- ① PTA入会時に『千三小PTA委員履歴書』に必要事項を記入し提出する。
- ② 会員は一児童に対して委員経験に応じたポイントを取得する。
- ③ 執行部はこれをその児童が在籍中、PTA活動履歴として「ポイント台帳」に記載し、卒業まで管理する。永久免除対象者については卒業後もこれを管理する。

4. 取得ポイント

執行部経験者	永久免除
各委員会の代表経験者	2ポイント
各委員会の委員経験者	1ポイント

***PTA委員会活動ではないがポイントを取得する活動**

図書ボランティア代表	1ポイント
家庭教育学級委員	1ポイント、代表は2ポイント。
吹田市PTA協議会広報部会出向者 幹事校担当	2ポイント
吹田市PTA協議会広報部会出向者 役員校担当	永久免除

5. 一家庭に複数児童が在籍している場合のポイント付与について

- 取得したポイントが1ポイントの場合、選出されたクラスに在籍する児童分の履歴とする。
- 取得したポイントが2ポイントの場合(各委員代表、吹田市PTA協議会広報部会出向者 幹事校担当)、その年に在籍する子どもに対し任意に振り分けることができる。
ただし年長児童が0ポイントの場合は、年長児童に必ず1ポイントを付与する。
- クラスからの選出でないポイント(家庭教育学級委員・図書ボランティア)はどの在籍児童の履歴としてもよい。ただし年長児童が0ポイントの場合は、必ず年長児童分の履歴とする。

6. 委員選出方法

学級、校区安全、広報、環境美化、カーニバル、土日協力委員

- ① 全会員は4月に執行部より配布される『PTA委員希望調査』の必要事項に記入し提出する。
- ② 4月の各クラスの懇談会にて旧運営委員と新執行部の司会進行により各委員および補欠が選出される。(補欠は、このクラスから選出された委員が委員総会にて代表に選出された時、繰り上がって委員になる。委員総会後は、どの委員会にも関わらず、委員に欠員が生じて補充が必要と判断された場合、当該クラスの補欠が順位に従って繰り上がる。)
- ③ 懇談会を欠席する場合は委任状に記入する。
- ④ 委員選出は、提出された『PTA委員希望調査』を参考に立候補を募り行われる。立候補は委員選出時に出席している者を優先し、出席している立候補者が多数の場合は当人同士の話し合いで決める。但し、土日協力委員会は平日の活動が困難な人を優先とする。
- ⑤ 立候補者が定数に満たない場合は担任の先生のご協力のもと、ポイントの少ない人の中から公平にくじ引き(欠席者・委任状の提出者を含む)で選出される。ただし「7. 委員免除対象者」と「8. くじ引き免除対象者」は除く。
- ⑥ くじ引きにて決まった人が委員を辞退する場合は、当人が代わりの人を探す。

代 表

- ① 公募により代表を選出する。(複数の立候補があった場合は、執行部立会いの下、話し合いで決める。)
- ② 公募により選出されない委員の代表は、上記の方法で選出された委員の中から、委員総会にて代表を選出し、併せて、全ての委員会の代表補欠を選出する。ただし、土日協力委員の代表は公募により選出し、補欠は選出しない。
この補欠は代表のいずれかに欠員が生じた時、かわりに代表となる(細則第1条参照)。
またこの時、委員の中から新たに補欠を選出する。
- ③ まず立候補を募り、立候補がなければ、前年度の代表が、くじ引きにより選出する。このとき免除はなしとする(ただし「8. くじ引き免除対象者」は免除とする)。
- ④ 前年度の代表が卒業や引っ越しなどで在籍しない場合は、執行部役員が代理として立ち会う。

*ポイントを振り分けられるのは、在籍する児童に限られます。未就学のお子さまはポイント振り分けの対象になりませんので、ご注意ください。

*例外は、執行部と吹田市PTA協議会広報部会役員校担当者の「永久免除」のみです。

7. 委員免除対象者

免除に該当する会員は『PTA委員選出希望調査』にて申告する。

免除対象者

ひとり親家庭	障がいのある方（会員またはご家族）のいる家庭
要介護者と同居している家庭	PTA活動を担う保護者が病気・けが等で活動が困難な家庭
1歳未満の乳児のいる家庭	永久免除者のいる家庭

※「障がいのある方」はPTA会員本人、同居のご家族いずれの場合も含まれます。

※「1歳未満の乳幼児」には、今年度出産し、1歳未満の乳児ありとなることが決まっている家庭を含みます。

※その他運営委員会の協議の上免除対象と認められる場合があります。

8. くじ引き免除対象者

「7. 委員免除対象者」とは別に、前年度各委員会の代表を経験した人は、委員決めと委員総会での代表を決める際のくじ引きを免除されます（1年間のみ）。ただし立候補を妨げません。